

令和4年度 事業報告

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月 31日

I 目的

当センターでは、東北地域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切バス事業者」という。)への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完的役割を担う適正化実施機関として責務を果たすため、関係者の皆様のご理解ご協力を得ながら貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に活動しました。

II 役員、評議員、適正化事業諮問委員及び職員

1. 期末現在における役員は、理事3名、監事1名の4名である。(別表1)
2. 期末現在における評議員は、5名である。(別表1)
3. 期末現在における適正化事業諮問委員は、5名である。(別表1)
4. 期末現在におけるセンターの常勤者は、職員6名(嘱託職員を含む。)である。

III 理事会、適正化事業諮問委員会及び評議員会

1. 理事会

○令和4年5月16日 仙台サンプラザ

議 事

第1号議案 令和3年度事業報告について

第2号議案 令和3年度決算報告について

第3号議案 令和3年度監査報告について

報告事項

・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和5年3月1日 仙台サンプラザ

議 事

第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 令和5年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

報告事項

・今後のスケジュールについて

2. 適正化事業諮問委員会

○令和4年6月17日 仙台サンプラザ（評議員会と同時開催）

諮問事項

第1号議案 令和3年度事業報告について

第2号議案 令和3年度決算報告について

第3号議案 令和3年度監査報告について

報告事項

・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和5年3月7日 仙台サンプラザ

諮問事項

第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 令和5年度貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法について

報告事項

・今後のスケジュールについて

3. 評議員会

○令和4年6月17日 仙台サンプラザ（適正化事業諮問委員会と同時開催）

議 事

第2号議案 令和3年度決算報告について

第3号議案 令和3年度監査報告について

第4号議案 理事の選任及び辞任について

報告事項

・令和3年度事業報告について

・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和5年3月7日 仙台サンプラザ（適正化事業諮問委員会と同時開催）

議 事

第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 令和5年度貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法について

報告事項

・今後のスケジュールについて

IV 事業の実施状況

新型コロナウイルス感染症による影響は今もなお継続しておりますが、貸切バス業界においてはコロナ禍以前の輸送需要に少しづつ回復してきている状況下にあります。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、より効率的かつ効果的に実施する必要があることから、巡回指導項目を重点化(24項目)し、

また、貸切バス事業者安全性評価認定が三ツ星の優良営業所については、巡回指導項目を特化(12項目)し、感染防止に努めながら訪問による巡回指導業務を行いました。

1. 貸切バス事業者に対する巡回指導等の実施にあたっては、計画を見直ししながら全営業所(年度途中の廃止事業者(廃止営業所)を除く。)に対して適正かつ公正に実施するとともに改善を必要な事業者に対しては、きめ細かな指導を実施することができました。

(1)巡回等指導の実施計画に基づく、巡回指導実施について

- ・令和4年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導実施状況は下表のとおりです。
- ・巡回指導実施計画営業所数433に対して、433全営業所(重点化301営業所、特化132営業所)への巡回指導を実施しました。
- その結果、49営業所に対して「改善要請」を行いました。

巡回指導実施状況

月	巡回実施 可能日数	実施計画 営業所数	実 施 営業所数	県毎の実施 営業所数	備 考 (県毎実施計画営業所数)
4月	20	30	22	青森0. 岩手0. 秋田0. 宮城9. 山形7. 福島6	青森8. 岩手4. 秋田4. 宮城6. 山形3. 福島5
5月	19	27	37	青森16. 岩手5. 秋田10. 宮城2. 山形0. 福島4	青森7. 岩手5. 秋田6. 宮城2. 山形2. 福島5
6月	22	46	41	青森10. 岩手11. 秋田6. 宮城6. 山形2. 福島6	青森10. 岩手9. 秋田5. 宮城12. 山形3. 福島7
7月	20	45	45	青森10. 岩手9. 秋田4. 宮城13. 山形2. 福島7	青森14. 岩手8. 秋田4. 宮城8. 山形4. 福島7
8月	20	36	40	青森5. 岩手11. 秋田4. 宮城6. 山形5. 福島9	青森6. 岩手10. 秋田3. 宮城7. 山形2. 福島8
9月	20	48	47	青森9. 岩手11. 秋田3. 宮城8. 山形6. 福島10	青森4. 岩手10. 秋田6. 宮城8. 山形11. 福島9
10月	20	50	48	青森11. 岩手10. 秋田7. 宮城6. 山形6. 福島8	青森10. 岩手10. 秋田6. 宮城6. 山形9. 福島9
11月	20	46	50	青森6. 岩手10. 秋田0. 宮城12. 山形11. 福島11	青森8. 岩手10. 宮城10. 山形7. 福島11
12月	20	32	29	岩手5. 宮城14 山形4. 福島6	岩手6. 宮城16 山形2. 福島8
1月	19	37	34	岩手11. 宮城13 福島10	岩手12. 宮城15 福島10
2月	19	25	24	宮城10. 福島14	宮城13. 福島12

3月	22	11	16	岩手4. 宮城4 山形 1. 福島7	岩手3. 山形1 福島7
計	241	433	433	青森67. 岩手87 秋田34. 宮城103 山形44. 福島98	青森67. 岩手87 秋田34. 宮城103 山形44. 福島98

(2)巡回指導業務の適正かつ公正な実施について

- ①東北地域内に営業所を有する貸切バス事業者の全営業所への巡回指導業務を公正かつ円滑に遂行するために適正化事業指導員を10月に1名増員し、6名(首席指導員含む。)としました。
- ②適正化事業を効率的かつ効果的に実施するため、運輸局と定期的に意見交換会を実施していますが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったことから、電話・メール等で情報共有を図りました。
- ③巡回指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある営業所(事業者)と認められた場合は、直ちに運輸局へ報告を行うための体制を構築しておりますが、拒否又は重大な法令違反のある営業所(事業者)はありませんでした。
- ④福島県において実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務を委託(委託指導員1名)し、巡回指導を実施しました。

(3)巡回指導により改善を必要とする営業所について

(1)の改善を必要とする49営業所に対しては、個々の営業所(事業者)からの改善報告を受け、拳証書類等による指導事項ごとに、きめ細かな指導を行いました。

・令和4年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導指摘事項は下表のとおりです。

主な指摘事項としては、「乗務員台帳の必要項目の不足、必要事項の記載漏れ」「運行管理者講習の未受講」「特定運転者に対する適性診断の未受診」「特定運転者に対する特別な指導の未実施」「運賃・料金の未届出」「届出運賃・料金の適正な収受」「健康診断の未受診」「任意保険への未加入」「輸送の安全にかかわる事項等の国への未報告」等が多く見受けられた。

巡回指導指摘事項

主な指摘項目	件数	割合(%)
① 事業計画等(営業所・車庫の位置等)		
② 帳票類の整備・報告等	5	6.6%
③ 運行管理等	40	52.6%
④ 運送引受書及び営業区域・運賃	4	5.3%
⑤ 車両管理等	0	0.0%
⑥ 労働基準法等	16	21.1%
⑦ 任意保険加入等	2	2.6%
⑧ 苦情処理		

⑨ 運輸安全マネジメント等	9	11.8%
⑩ その他		
合 計	76	100.0%

※件数は「改善要請」を行った49営業所に対する指摘事項で、改善報告を受け改善状況を確認しました。

令和4年度は②③④⑤⑥⑦⑨の主な指摘項目を重点化により帳票類等を確認しました。また、優良営業所は③④⑤⑥の主な指摘項目を特化により帳票類等を確認しました。

2. 貸切バス事業者の重大事故等を防止するための啓発活動について

- ・重大事故を招く飲酒、薬物使用、過労運転、速度超過等を未然に防止するため、巡回指導の機会を捉え関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

3. 貸切バス事業者に対する関係法令等の周知について

- ・関係法令等を情報提供するとともに、関係機関等と連携を図りながら、コンプライアンス体制の確立を図っております。

4. 貸切バス経営類似行為(白バス)の防止を図るための啓発活動について

- ・貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るため、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

5. 貸切バス利用者等から寄せられた苦情等に対応するための体制について

- ・令和4年度の苦情等は4件ありましたが、当センターで処理できない事案は国と情報共有を図りました。今後も引き続き貸切バス事業者及び利用者等からの苦情については、適正かつ円滑な処理が図られるように、対応マニュアル等の適正な管理に努めています。

6. 負担金取扱業務

- ・令和4年度の負担金徴収については、貸切バス事業者の経営状況等を勘案し、請求時期と納付期限を一カ月遅らせるとともに事業者からの届出により納付期限の猶予(延滞金免除)を行うなど柔軟な対応を行いました。
- ・負担金については、対象全事業者から納付していただき、納付割合は100%となり、未納付事業者はありませんでした。

(別表1)

令和5年3月31日現在

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 役員名簿

代表理事(理事長)	北 村 治
理 事	長 南 淳
理 事	菅 原 克 也
監 事	御 木 剛 栄

(以上4名)

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 評議員名簿

評 議 員	徳 永 幸 之
評 議 員	小 池 泰 博
評 議 員	小 野 晋
評 議 員	青 沼 正 喜
評 議 員	齋 藤 善 一

(以上5名)

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 適正化事業諮問委員名簿

適正化事業諮問委員	徳 永 幸 之
適正化事業諮問委員	小 池 泰 博
適正化事業諮問委員	小 野 晋
適正化事業諮問委員	青 沼 正 喜
適正化事業諮問委員	齋 藤 善 一

(以上5名)